

ら顕著な関係がみられず、死刑存置国においては、死刑の廃止はしばしば殺人率の低下をともなうとする。

(e) 死刑囚の研究は、現在、処刑を待つ者の是非の弁別能力の判定手続が不適当であることを示唆している。

結論として、研究所の見解は、大部分は西側の先進国に関する研究であるので、世界的な結論は出せないということであった。

78. この報告書、『1979年～1983年 死刑に関する調査研究の主な動向』の最新の部分は、1987年5月17日から22日に開かれたシラクス（イタリア）の国際高級犯罪学研究所が組織した死刑に関する国際会議のために、国連社会防衛研究所が組織した死刑に関する国際会議のために、国連社会防衛研究所が準備したものである。この報告書の付録として、広範な『死刑に関する国際的な文献目録』（150ページ）が1987年3月に、国連社会防衛研究所によって編纂された。

79. アムネスティ・インターナショナルによれば（E/1985/NGO/1, para. 4）、

(a) 死刑事件の場合、判決の過程が本質的に恣意的である地域が多くみられる。どこの国においても、死刑が独特の抑止力をもっと証明されたところはない。銃殺、電気殺、絞首、石打、斬首にかかわらずどんな方法であれ、人間の処刑はつねに激しい心身の苦痛を伴う。

(b) 死刑は不均衡に貧困者および不利な立場にある者に科せられる。また、人種の抑圧の手段として、あるいは政府に敵対すると思われる民族的または宗教的な団体を抑圧するために用

いられる。

(c) 政治的反対者に対し死刑の適用が、しばしば行われ、ある場合には人々は非暴力的な政治活動を理由として処刑された。

(d) 世界の多くの地域において死刑裁判の場合、手続的保障が不充分または欠如している。裁判は特別裁判所において、しばしば、秘密裡に、被告人に適切な法廷代理人も付さないで、かならずしも法的な資格を有しているとは限らずあるいは独立していない裁判官によって行われる。ある国では、特赦、減刑あるいは執行の猶予の請願の時も与えずに判決が宣告され、その後、数時間内に処刑が行われる。

80. 最近のアムネスティ・インターナショナルの出版物（United States of America : the Death Penalty, 1987, p.189）によれば、

「死刑は生命に対する権利を否定する。死刑は残酷で非人道的な刑罰であり、その過程に関与するすべての人に対して残酷なことを行わせるものである。死刑は、有益な刑罰目的に役立たず、犯罪者の社会復帰という広く認められた原則を否定するものである。死刑は、社会の防衛にも、犯罪の被害者の苦しみの軽減にも役立たない。死刑はとりかえすことのできない、またどのように厳格な司法的な保障があっても、無実の者に科せられることがある。

どのように死刑を制限しても、恣意のある者は不公正に科せられるということを防ぐことはできない。」

1976年 カナダが普通犯罪に対する死刑を廃止。

1977年 ポルトガルがすべての犯罪につき死刑を廃止。

1978年 スペインが普通犯罪に対する死刑を廃止。デンマークがすべての犯罪につき死刑を廃止。

1979年 ルクセンブルク、ニカラグアおよびノルウェーがすべての犯罪につき死刑を廃止。ブラジルとフィジーが普通犯罪に対する死刑を廃止。

1980年 ペルーが普通犯罪に対する死刑を廃止。

1981年 フランスがすべての犯罪につき死刑を廃止。1982年 オランダがすべての犯罪につき死刑を廃止。

1983年 キプロスとエルサルバドルが普通犯罪に対する死刑を廃止。

1984年 アルゼンチンとオーストラリアが普通犯罪に対する死刑を廃止。

1985年 オーストリアがすべての犯罪につき死刑を廃止。

1987年 ハイチとフィリピンがすべての犯罪につき死刑を廃止。

2. 死刑が惹起する問題

76. 事務総局の第3報告書(E/1985/43 and Add. 1)によれば、死刑の廃止に関して三つの要因が重大な役割を果しているようである。

(a) 死刑を廃止する多くの決定は、この刑罰は犯罪全体、あるいは特殊類型の犯罪の割合に対しなんら認知できるような効果をあげていな

いことが実証的証拠によって実現された。

(b) いくつかの政府によれば、死刑は基本的な生命に対する権利の遵守と一致させることはできず、法律の名のもとに死刑を適用せず生命を完全に保護することを主張することは政府の義務である。

(c) ある政府は、政治的な意思を死刑廃止に向ける際の世論の役割に言及する。

77. 事務総局の第3報告書は、ローマの国連社会防衛研究所(UNSDRI)による「1979年～1983年、死刑研究における主要な傾向」に関する研究を要約している。この研究によれば、多くの利用できる犯罪学の文献は、5つの問題に集中している。

(a) 死刑の宣告手続において恣意性を減少させ、さらに手続的な保障を求めるあたらしい傾向が注目される。しかし、手続的な仕組み、死刑宣告における超法規約な要素を排除もせず、一貫した結果を生み出す刑事司法制度の内容を満足すべき段階に変えることもない。

(b) 検討した研究の半分以上は、ある国の唯一の例外を別にして、「差別的な裁判」の問題を扱っていた。そして、不相当なまでに非白人に死刑が言い渡されているということから、死刑は濫用されているかもしれない示唆した。

(c) 調査研究は、死刑の支持は基本的に死刑の抑止効果への信頼に基づいているというかつての認定を問題とする。世論調査の結果は、しばしばこの問題に関するひろくいきわたった信念を支持するのに用いられ批判されていない見解であるが、一般の強い支持を反映している。

(d) 多くの研究は、死刑と殺人率の間になん

10年間処刑されたとの報告がないことを意味する。

アルゼンチン、ブルネイ、キプロス、ギリシア、ガイアナ、アイルランド、マダガスカル、モーリシャス、ニュージーランド。〔アムネスティ・インターナショナルによれば、これらの国は、通常犯罪につき廃止国であるアルゼンチン、キプロス、ニュージーランドを除いて、死刑存置国である。〕

74. その他の国は死刑存置国と報告されている。

(a) 北アフリカおよび中東の19ヶ国

(アルジェリア、バーレーン、イエメン民主共和国、エジプト、iran・イスラム共和国、イラク、ヨルダン、クウェート、レバノン、リビア・アラブ社会主義人民共和国、モロッコ、オマーン、カタール、サウジアラビア、シリア・アラブ共和国、チュニジア、トルコ、アラブ首長国連合、イエメン)

(b) 南アフリカおよびサハラの43ヶ国

(アンゴラ、ベニン、ボツワナ、ブルキナファソ、ブルンジ、カメルーン、中央アフリカ共和国、チャド、コモロ、コンゴ、ジブチ、赤道ギニア、エチオピア、ガボン、ガンビア、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、コートジボアール、ケニア、レソト、リベリア、マラウイ、マリ、モーリタニア、モザンビーク、ニジェール、ナイジェリア、ルワンダ、サントメプリンシペ、セネガル、セイシェル、シェラレオネ、ソマリア、南アフリカ、スーダン、スワジランド、トーゴ、ウガンダ、タンザニア連合共和国、ザイール、ザンビア、ジンバブエ)。

(c) アジアおよび太平洋地域の23ヶ国

(アフガニスタン、バングラデシュ、ブータン、ビルマ、中国、民主カンボジア、朝鮮民主人民共和国、フィジー、インド、インドネシア、日本、ラオス人民民主共和国、マレーシア、モルジブ、モンゴル、パキスタン、大韓民国、サモア、シンガポール、スリランカ、タイ、トンガ、ベトナム)。

(d) 東欧の11ヶ国

(アルバニア、ブルガリア、白ロシア・ソビエト社会主義共和国、チェコスロバキア、ドイツ民主共和国、ハンガリー、ポーランド、ルーマニア、ウクライナ・ソビエト社会主義共和国、ソ連、ユーゴスラビア)。

(e) ラテン・アメリカおよびカリブ海地域の17ヶ国

(アンチグア・バーブーダ、バハマ、バルバドス、ベリーズ、バミューダ、チリ、キューバ、ドミニカ、グレナダ、グアテマラ、ハイチ、ジャマイカ、パラグアイ、ペルー、セントルシア、セントビンセント・グレナディーン、トリニダードトバゴ)。

(f) 西側では、リヒテンシュタインとアメリカ合衆国のいくつかの州が死刑を存置している。〔しかし、アムネスティ・インターナショナルによれば、リヒテンショタインでは1785年以降処刑が行われたことはない〕。

75. アムネスティ・インターナショナルの情報によれば、以下の国が最近(1975年～1987年)死刑を廃止した。

1975年 メキシコが普通犯罪に対する死刑を廃止。

情報に基づく最初の報告書（W/5616 and Add. 1 and Corr. 1 and 2）は、1975年に同事会に提出され、1974年から1979年までの加盟国からの情報に基づく第2回目の報告書（E/1980/9 and Corr. 1 and 2 and Add. 1 and Add. 2 and 3）は、1980年に同理事会に提出された。1979年から1983年の第3報告書（E/1985/43 and Add. 1）は、1985年に同理事会に提出された。

73. 第3報告書の付録は、世界の170の国家、統治地域などにおける死刑に関する現況についての情報を示している。記録E/1985/43/Add. 1で更新されたこの調査は、64ヶ国からの公式回答に基づいている。回答のない国についての情報は、事務総長が行った調査に基づいている。その調査によれば、

(a) 29ヶ国が法律によって廃止している。これはその国の法律が、死刑を定めていないことを意見する。

オーストラリア、ボリビア、カポベルデ、コロンビア、ユスタリカ、デンマーク、ドミニカ共和国、エルサルバドル、フィンランド、フランス、ドイツ連邦共和国、聖座、ホンジュラス、アイスランド、キリバス、ルクセンブルグ、モナコ、オランダ、ニカラグア、ノルウェー、パナマ、ポルトガル、ソロモン諸島、スウェーデン、ツバル、ウルグアイ、バヌアツ、ベネズエラ。〔アムネスティ・インターナショナルの情報によれば、オーストラリアが1984年に普通犯罪につき死刑を廃止し、1985年にすべての犯罪について死刑を廃止。フィリピンが1987年にすべての犯罪につき死

刑を廃止した、また、アムネスティ・インターナショナルによれば、エルサルバドルとモナコは普通犯罪についてのみ法律で死刑を廃止している。〕

(b) 20ヶ国が、法律によって普通犯罪に対してのみ死刑を廃止している。これは、例外的な犯罪、すなわち軍法による犯罪および／または戦時のような例外的な条項の下で犯された犯罪に対しては死刑が科せられることを意味している。

ブラジル、カナダ、イスラエル、イタリア、マルタ、メキシコ、ネパール、パプアニューギニア、サンマリノ、スペイン、スイス、連合王国。〔アムネスティ・インターナショナルの情報によれば、アルゼンチン、キプロス、エルサルバドル、フィジー、モナコ、ニュージーランド、ペルーも、この分類に入る。アムネスティ・インターナショナルによれば、ネパールは存置国である。〕

(c) 2ヶ国が、少なくとも40年以上にわたって慣習で死刑を廃止している。これは、その国の法律は普通犯罪につき死刑を定めているが、過去40年以上もの間死刑を宣告された者がいかいか、あるいは、その期間に死刑を宣告された者で処刑された者がいないことを意味する。

ベルギー、スリナム。〔アムネスティ・インターナショナルによれば、両国は存置国である。しかし、第一次世界大戦中の1件の例外を除いて、1863年以降ベルギーでは普通犯罪について処刑は行われたことはない。〕

(d) 9ヶ国が、少なくとも過去10年間事実上死刑を廃止している。それはすくなくともこの

のとする。そのようなことが行われていなかつた場合、死刑は武力紛争の終了まで執行されないものとする。」

68. 第1文は、最初は当該の条で別個の項となっていた。「多くの代表との協議に基づき」カナダの2つの項の組み合わせという提案は、コンセンサスで採択された。この条項は、もし採択されれば、とくに、同条第7項が、権力を有する当局に敵対行為の終了時に「武力紛争に参加した者にできる限り広い赦免を与える」よう努力しなければならないとしたことによって、死刑の適用を大きく減少させたであろう。同条は、また、18歳未満の者に対する死刑の宣告を排除し、妊婦および幼児の母に対しては死刑を執行してはならないとする。

69. しかし、本条が、1977年6月3日の最終会期の会議で票決された際、上記の項の削除された。12ヶ国のみが削除に反対の票を投じ、26ヶ国が賛成票を投じた。47ヶ国が——その大部分は出度し、票を投じたのであるが——棄権した。18歳未満の者、妊婦および幼児の母の保護は元のまま残されたが、非国際的武力紛争の際の死刑に関してはなんら言及されなかった。1987年1月1日現在、60ヶ国が、1978年12月7日に発効した1977年6月8日の第二追加議定書の締約国になっている。

C. 死刑と国際連合

70. 1971年12月20日の決議2857(XXVI)で、国連総会は「世界人権宣言第3条に定められた生命に対する権利を完全に保障するために、

追及されるべき目的は、すべての国でこの刑罰が廃止されることが望ましいと考え、死刑が適用される犯罪の数を漸次減少することである」とことを確認した。この目的は、1977年12月8日の決議32/61で国連総会で再確認された。1980年12月15日の決議35/172で、国連総会は、全加盟国に「市民的および政治的権利に関する国際規約の第6条、第14条および第15条の内容を最低限の基準として尊重する」よう強く勧めた。

71. 1984年5月に採択された決議1984/50で、経済社会理事会は、一連の死刑に直面している者の権利の保護の保障を採択した。これらの保障は「死刑を存置していて、その現在の基準がこの保障の基準に達しないすべての国」に、この保障を採択し、その履行のために必要な前進をするよう求めたもので、1985年8月26日から9月6日までミラノで開催された第7回国連犯罪防止および犯罪者処遇会議で支持されたものである。1986年5月21日の決議1986/10で、経済社会理事会は「死刑を廃止していない加盟国は、保障を採択し、第7回国連犯罪防止および犯罪者処遇会議で承認されたその保障の履行のための措置をとるよう」に勧告した。

1. 世界における死刑

72. 1973年5月16日の決議1745(LIV)で、経済社会理事会は国連事務総長に、死刑に関する現況、動向および保障に関する最新の分析的な報告書を5年毎に同理事会に提出するよう要請した。1969年から1973年までの加盟国からの

「いかなる死刑の判決も、死刑を確定する終局判決または特赦もしくは死刑の執行の停止を拒否する決定の通知書を利益保護国が受領した日から少なくとも 6箇月の期間が経過する前に執行してはならない。」

「前項に定める 6 箇月の期間は、占領国または占領軍の安全に対する組織的な脅威となる重大な緊急の事情がある場合には、個々の事件について短縮することができる。ただし、この死刑の判決に関して権限のある占領当局に対して申し入れをするため十分な時間および機会を与えられるものとする。」

62. 本条は、死刑もしくは 2 年以上の拘禁の刑を含む判決を占領国に通知し、その通知書が受領された時から不服申立の期間が起算されることを規定する第74条を補足する。

63. 武力紛争の際に適用される国際法の再確認と発展に関する会議は、市民的および政治的権利に関する国際規約に諸条約を調和させるために 1949 年 8 月 12 日のジュネーブ諸条約に追加される国際的武力紛争の犠牲者の保護に関する議定書（第一議定書）を定めた。第76条は、妊娠婦は処刑されないと定める。それに続く条文は、犯行時 18 歳未満の者は処刑されないことを保障する。

64. 1987 年 1 月 1 日現在、165ヶ国が、1950 年 10 月 21 日に発効した捕虜の待遇に関するジュネーブ条約の締約国となっており、66ヶ国が、1978 年 12 月 7 日に発効した 1977 年 6 月 8 日の第一追加議定書の締約国となっている。

b) 非国際的な武力紛争における死刑

65. 第 3 条の、国際的性質を有しない武力紛争の際の死刑適用について、4 つのジュネーブ条約に共通の条項がある。本条は、紛争当事者は、領域内に生じた武力による敵対行為の処理、および敵対行為に参加しない者と武器を放棄および戦闘外に置かれた者に関して、それ以下に低くすることはできないとする最小限の国内的な基準を定め、

「・・・いかなる場合にも、また、いかなる場所でも・・・法律により構成された裁判所で文明国民が不可欠と認めるすべての裁判上の保障を与える裁判によらない判決の言渡および刑の執行」を禁止する。

66. 上記の人道法会議の準備の際、赤十字国際委員会は非国際的武力紛争の犠牲者の保護に関し、1949 年 8 月 12 日のジュネーブ条約の追加議定書草案を準備した。この草案の第 10 条は、その分野における会議の作業記録にあるが、4 つのジュネーブ条約に共通な第 3 条に含まれている保護を徹底的に拡大することを意図したものであった。

「武力紛争に関連した犯罪で有罪とされた者に宣告される死刑は、敵対行為が終了するまで執行されてはならない。」

67. この条項は、1976 年の会議の第 3 会期で、委員会（第 1 委員会）により採択された際に修正された。

「敵対行為に加担していたという理由のみで訴追された場合、裁判所は判決をする際に、被告人がこの議定書の条項を尊重していたかの事実を可能な限り考慮にいれるも

82条）。すべての司法上の手続に関して、公正な裁判と不服を申し立てる権利、および請願をする権利について詳細に規定されている（第3章III）。

58. 特別な保護が、死刑に関して組み込まれている。

第100条

「捕虜および利益保護国に対しては、抑留国の法令に基づき死刑を科することができる犯罪行為について、できる限りすみやかに通知しなければならない。

その犯罪は、以後、捕虜が属する国の同意を得ることなく、死刑を科することができる犯罪行為としてはならない。

死刑の判決は、第87条第2項に従って、被告人が抑留国の国民ではなくて同国に対し忠誠の義務を負わない事実及び被告人がその意思に関係のない事情によって抑留国の権力内にある事実を裁判所がとくに留意した後でなければ、捕虜に言い渡してはならない。」

第101条

「捕虜に対して死刑判決の言渡があった場合、その判決は、利益保護国が第107条に定める詳細な通告を指定する宛先で受領した日から少なくとも6箇月の期間が経過する前に執行してはならない。」

59. 戦時における文民の保護に関する1949年8月12日のジュネーブ条約（第4条約）は、それによって保護される者に、大きな保護を与えている。第68条は、死刑を科す占領国の自由を著しく制限している。第68条の第2項、第3項

および第4項は以下のように定める。

「第64条および第65条に従って占領国が公布する刑罰規定は、被保護者が間諜として行った行為、占領国の軍事施設に対して行った重大な怠業（サボタージュ）または1人もしくは2人以上の者を死に致らしめた故意による犯罪行為のため有罪とされた場合にのみ、その被保護者に対し死刑を科することができる。」

ただし、占領開始前に実施されていた占領地域の法令に基づいてそのような犯罪行為に死刑を科することができた場合に限る。」

「死刑の判決は、被告人が占領国の国民ではなくて同国に対し忠誠の義務を負わない事実を裁判所がとくに留意したあとでなければ、被保護者に言い渡してはならない。」

「死刑の判決は、いかなる場合にも、犯罪行為のあった時に18歳未満であった被保護者に言い渡してはならない。」

60. 犯罪の内容に関して制限があるばかりでなく、刑罰自体も占領前に適用されていたものより重くすることはできない。しかし、ある管轄地域で「間諜」および「怠業」について行われる解釈の幅についての懸念もある。前者については、「国家の情報を権限なく漏泄する」の解釈が不明である。

61. 死刑の執行までに行われなければならない手続的な要請は、第4条約の第75条に定められている。

「死刑の判決を受けた者は、いかなる場合にも、特赦または死刑の停止を請願する権利を奪われない。」

とは、人間の権利と義務に関する米州寄言の第1条（生命に対する権利）と第2条（法の前の平等の権利）を侵害していると結論づけた。

「63項 合衆国政府が、少年に対し死刑を適用する問題を州の選択に委ねることは、刑罰の厳格さを、その犯した犯罪の性質によるのでなく、犯罪を犯した場所に依存させるということとなる。州の立法府に少年が処刑されるかどうかの決定を認めることは、アルコール飲料の購入、あるいは婚姻の同意のための成年年齢を決定する選択と同じものではない。この最も基本的な権利—生命に対する権利—に関し、州にそれを独占させるという連邦政府の誤りは、合衆国中で、人間の権利と義務に関する米州宣言の第1条および第2条にそれぞれ反する生命の恣意的な剥奪と法の前の不平等の結果となる一種の立法による恣意性という結果を導き出すことになる。」

3. アフリカ統一機構

54. 1981年6月26日に採択された人および人民の権利に関するアフリカ憲章は、死刑に関してとくに規定していない。しかし、第4条でアフリカ憲章は以下のように定める。

「人間は不可侵である。すべての人間は、自分の生命の尊重及び身体の保全に対する権利を有する。何人も恣意的にこの権利を奪われない。」

55. 1987年1月1日現在、以下の31ヶ国が、1986年10月21日に発効した人および人民の権利

に関するアフリカ憲章の締約国となっている。

ベニン、ボツワナ、ブルキナファソ、中央アフリカ共和国、チャド、コモロ、コンゴ、サハラ・アラブ民主共和国、エジプト、赤道ギニア、ガボン、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、リベリア、マリ、モーリタニア、ニジェール、ナイジェリア、ルワンダ、サントリーメ・プリンシペ、セネガル、シェラレオネ、ソマリア、スーダン、トーゴ、チュニジア、タンザニア連合共和国、ウガンダ、ザンビア、ジンバブエ。

4. 国際人権法

56. 死刑に関するジュネーブ法は、国際的でない紛争に関してよりは国際的な武力紛争に関して詳細に規定している。

a) 国際的な武力紛争における死刑

57. 捕虜の待遇に関する1949年8月12日のジュネーブ条約（第3条約）は、捕虜に科することができる刑罰および懲戒罰の問題についてかなり詳しく発言している（第6部第3章）。この条約は、第一に、いわゆる懲戒犯罪に対し死刑を含まない一定の制限された罰を規定している（第6部第3章II）。第83条は、抑留国の権限のある当局が司法上または懲戒上の手続のいずれかを選ぶ際、「最大の寛容を示し、かつ、できる限り司法上の措置よりも懲戒上の措置を執ることを確保しなければならない」と命じた。さらに、抑留国の軍隊の構成員に科すことができない刑罰は、捕虜に対して規定されない（第

48. その結果として、全体会議で承認された米州人権委員会の第4条の最終テキストは以下の通りである。

「1. すべての人は自己の生命を尊重される権利を有する。この権利は法律によって、かつ一般的に受胎のときから、保護されねばならない。何人も恣意的にその生命を奪われることはない。

2. 死刑が廃止されていない国において、死刑は、もっとも重大犯罪に対してのみ、かつ、権限ある裁判所によって犯罪実行以前に制定されていたかかる刑罰を設けている法律に従って下された最終判決によって、科することができる。かかる刑罰の適用は現在適用されていない犯罪にまで拡大してはならない。

3. 死刑は、それを廃止した国家において再び設けてはならない。

4. 死刑はいかなる場合にも政治犯罪、あるいはそれに関連する普通犯罪に対して科してはならない。

5. 死刑は、犯行時に18歳未満か70歳以上の者に対して科してはならない。また妊娠中の女性に適用してはならない。

6. 死刑を宣告されたすべての者は、刑の大赦、特赦または減刑を請願する権利を有し、これらはすべての場合に与えることができる。かかる請願が権限ある当局による決定を待つ間は、死刑は、科してはならない。」

49. 米州人権条約は、1969年11月22日に採択された。1987年1月1日現在、以下の19ヶ国が1978年7月18日に発効した米州人権条約の締約

国となっている。

アルゼンチン、バルバドス、ボリビア、コロンビア、コスタリカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、グレナダ、グアテマラ、ハイチ、ホンジュラス、ジャマイカ、メキシコ、ニカラグア、パナマ、ペルー、ウルグアイ、ベネズエラ。

6) 米州人権裁判所の勧告的意見

50. 米州人権委員会の要請による米州人権裁判所の1983年9月8日の勧告的意見は、米州人権条約第4条を一層明確なものにした。

51. 「政府は、当該国家に対し米州人権条約が発効したとき、国内法にかかる刑罰が規定されていなかった犯罪に対して死刑を適用することができるか否」という質問に対する回答の中で、条約は死刑の拡大を絶対的に禁止している。その結果、締約国の政府はかかる刑罰がその国内法においてあらかじめ規定されていなかった犯罪に死刑を適用することができない。勧告的意見の関連する部分は、付録IIIに再録されている。

c) 米州人権委員会の決議

52. 1984年の第63会期で、米州人権委員会は米州人権条約第4条の精神と死刑を廃止しようとする世界的な動向に従って、米州のすべての国に死刑の廃止を求ることを決定した。

53. 1987年3月27日の第69会期におけるCase No. 9647で採択された決議3/87、米州人権委員会は5対1により、アメリカ合衆国政府が、18歳の誕生日前に犯した犯罪でジェームス・テリー・ロウチ (James Tery Roach) とジェイ・ピンカートン (Jay Pinkerton) を処刑すること

3. いかなる場合にも、死刑は政治犯罪またはそれに関連する普通犯罪に対し科することはできない。

4. 死刑は、犯行時18歳未満の者、または妊娠中の女性に科されることはない。

5. いかなる場合にも、大赦、特赦または減刑が認められなければならない。」

43. リオ会議は、最終的な勧告を行い、総会の日程を決定するため、これらをすべて支持した記録を米州機構常設協議会に送付することを決定した。記録は、再度、米州機構で検討するために米州人権委員会に送付された。

44. 1966年11月4日、米州人権委員会の委員長は、草案に関する報告書を米州機構事務総長に提出し、生命に対する権利条項に関し以下のように述べた。

「米州人権委員会は、ウルグアイが提出した1項、2項、3項および4項を支持したい。その理由は、これらは米州法律家委員会が出したものより完全かつ正確であるからである。しかし、委員会は以下の変更を加えるよう勧告することに合意した。(a) 1項の『法律によって』の後に『原則として』を加える。(b) 2項の『もっとも重大な犯罪』を『例外的な重大犯罪』に換える。(c) 4項の『18歳未満』の後に『70歳を超えてる』を加える。」

45. 米州人権委員会は、また、チリの記録の5項を本条の5項を本条の5項として付け加えるよう提案した。付加したものは、以下の通りである、「死刑は、権限のある当局による決定がなされない間は、執行されることはない。」

46. 米州機構常設協議会で全員一致で承認されたこの修正の結果、生命に対する権利に関する条文は以下のようになった。

「1. 何人も、その生命を尊重される権利を有する。この権利は法律により、原則として受胎の時から保護されるものとする。何人も、その生命を恣意的に奪われることはない。

2. すべての批准国は、死刑を廃止しなければならない。死刑は例外的な犯罪に対する刑罰として科せられ、法的な手続を終結させる権限のある独立かつ公平な裁判所によって行われ、犯行の前に制定された。かかる刑罰を定めた法律に従ってという条件の下で、この決定に対する唯一の留保が認められる。

3. いかなる場合にも、死刑は政治犯罪に対して科することはできない。

4. 死刑は、犯行時18歳未満の者、または70歳を超えてる者に科せられることはなく、妊娠中の女性に対しても執行されることはない。

5. 死刑の宣告を受けた者はすべて、大赦、特赦または減刑の適用を受ける権利を有し、その権利はすべての場合に認められるものとする。死刑は、かかる請願に対し権限のある当局による決定がなされない間は執行してはならない。」

47. 1969年に、米州人権委員会は、上記の草案2項と3項の間に新たな項を挿入した。3番目の項は、以下の通りである。

「死刑は、死刑を廃止した国において再び設けてはならない。」

ことができる。ある国が死刑を科することは、そうした行為を行うことにより、国家は倫理的堕落という作用をもっているという本質を公にするという。この点について、法律家委員会はコメントを控え、生命に対する権利は、最も凶悪な犯罪に対する刑罰から個人を除外しないことを明らかにすることに限った。」

38. ×××会議で採択された1948年5月2日の決議×××の、人間の権利と義務に関する米州宣言は、生命に対する権利に関し「あらゆる人は身体の自由と安全を享有する権利を有する」という一般的な条文しか含まなかった。

39. 1959年に、外務大臣は米州法律家委員会に米州人権条約の草案の準備を要請した。委員会のウルグアイ代表は、生命に対する権利に関して以下の草案を提案した。

「1. 何人も、恣意的に生命を剥奪されることはない。すべての者の生命に対する権利は、法律によって保護される。

2. 死刑を存置している国においては、死刑は、権限ある裁判所の最終判決により、かつ、犯行以前に制定されたそのような刑罰を定めている法律に従いもっとも重大な犯罪に対してのみ科せられる。

3. 死刑は、政治的な理由で科せられてはならない。」

40. 法律家の特別委員会で検討された後、委員会は以下の草案を承認した。

「1. 生活に対する権利は万人に固有のものである。この権利は、受胎の時より法律によって保護される。何人も、恣意にその生命を剥奪されることはない。

2. 死刑を廃止していない国において、死刑は、権限ある裁判所の最終判決により、かつ、犯行以前に制定されたそのような刑罰を定めている法律に従いもっとも重大な犯罪に対してのみ科せられる。

3. 死刑は、政治的な理由で科せられてはならない。

4. 死刑は、18歳未満の者に科してはならず、妊娠中の女性に適用してはならない。」

41. この記録は、1965年にリオデジャネイロで開催される第2回特別米州会議で承認を得るために各国政府に送付された。法律家委員会の草案とともに、チリとウルグアイから別個に2つの草案が提出された。チリの提案は、条項に以下のような第5項を附加するものであった。

「5. 死刑を言い渡された者は、すべての場合に認められることがある大赦、特赦または減刑の適用を受ける権利を有する。」

42. ウルグアイの提案は、生命に対する権利に関して以下のように述べた。

「1. すべての者は、その生命を尊重される権利を有する。この権利は、受胎の時より法律によって保護される。何人も、恣意的にその生命を奪われることはない。

2. すべての批准国は、死刑を廃止しなければならない。犯行の前に制定されたかかる刑罰を定めた法律に従って、独立かつ公平な裁判所による最終の判決によって、死刑はもっとも重大な犯罪に対してのみ科することができますという条件の下で、この決定に対する唯一の留保が認められる。」

3. 1983年2月14日)の中で、欧州評議会はこれらの条項につき以下の注釈を付した。

第1条

本条は、第2条と関連させて読まなければならぬ死刑廃止の原則を容認する。第2条で想定される状況を前提に、締約国は、適切な場合にこの議定書の締約国となるため自国の法律から死刑を削除しなければならない。本条の第2セントンスは、保障された権利が個人に本質的なものであることを強調したものである。

第2条

本条は、平時における死刑の廃止の義務に限定することによって本議定書の範囲を明確にする。加盟国は、たとえその国の法律が、戦時あるいは差し迫った戦争の脅威の際に犯した行為に関して死刑を規定していても、本議定書の締約国になることができる。締約国になったとき、死刑は法律に規定されている場合、その条項に従って適用されなければならないことが明確にされている。さらに、このような場合に法律で死刑を定めている加盟国は、欧州評議会の事務総長に関連する条項を通知しなければならない。本条によりなされたいかなる宣言も、事務総長に対してなされた通知によって取り消し、あるいは改正することができることはいうまでもない。

33. 1987年1月1日現在、下記の8ヶ国が、1985年3月1日に発効した第六議定書(付録Ⅲ参照)の締約国である。

オーストリア、デンマーク、フランス、ルクセンブルク、オランダ、ポルトガル、スペイン、スウェーデン。

さらに、

ベルギー、ドイツ連邦共和国、ギリシア、アイルランド、イタリア、ノルウェー、イスラエルが議定書に署名している。

2. 米州機構

34. 死刑の廃止にとくに関連するものは、1969年11月22日に採択された米州人権条約の第4条、1983年9月8日の米州人権裁判所の勧告的意見、および米州人権委員会の決議である。

a) 米州人権条約第4条

35. 1945年、戦争と平和の問題に関する米州会議は、メキシコが提案した、「人間の基本的権利の国際的保護」と題する決議XLを採択した。この会議は、米州法律家委員会に「人間の基本的権利および義務に関する宣言」の予備草案の準備を委託した。

36. 死刑の問題に関して、法律委員会は以下のテキストを提案した。

「死刑で罰せられる凶悪な犯罪で有罪になったときにのみ、国家は生命に対する権利の擁護を取り消すことができる。」

37. この条項に関し、委員会は以下の注釈を付した。

「宣言では、人は凶悪な犯罪行為の結果として、その生命に対する権利を失うことがあることを認める。この場合、各国はそのような犯罪で有罪とされた者に死刑を自由に科す

州人権条約の第2条第1項として取り入れられた。歐州人権条約は1953年9月3日に発効し、1987年1月1日現在、以下の21ヶ国が締約国である。

オーストリア、ベルギー、キプロス、デンマーク、フランス、ドイツ連邦共和国、ギリシア、アイスランド、アイルランド、イタリア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、マルタ、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、連合王国。

b) 欧州人権条約第六議定書

28. 1982年12月6から10日に開催された閣僚代理の第345回会議で、死刑廃止に関する歐州人権条約第六議定書が採択され、1983年4月28日、歐州評議会の加盟国による署名のために開放された。

29. 欧州評議会は、この問題を数回扱った。もっとも新しくは1979年に行われ、その法務委員会は報告者として Lidbom (社会民主党員スウェーデン) を指名した。Lidbom の報告 (Doc.49) に基づき、評議会は第32会期中の1980年4月22日に二つの条項を採択した。決議727で「平時に犯された犯罪に対し死刑を存置している欧州評議会の加盟国の議会に、その刑法典から死刑を廃止することを訴え」、勧告891で、閣僚委員会が「歐州人権条約第2条を決議727と調和させるように改正すること」を勧告した。

30. 同時に、歐州司法大臣会議は、オーストリア司法大臣 Broda に督励されかかる問題を処理した、第11回会議 (コペンハーゲン1978

年6月21～22日)において歐州評議会の閣僚委員会は「死刑問題を、閣僚委員会の作業プログラムの一部として歐州評議会の適切な組織に研究のために付託する」よう勧告した。第12回会議 (ルクセンブルグ1980年5月20～21日) で、歐州司法大臣会議は「歐州人権条約第2条は、歐州の死刑に関し、これまでに達成されている状況を適切に反映していないと考え、閣僚委員会に『死刑廃止に関する新しい適切な歐州準則をさらに詳細に検討するよう』勧告した。最後に、1981年9月10日に、モントルーにおける非公式の会合で、歐州司法大臣会議は「死刑廃止にむけての各国の立法作業と、国際的なレベル、とりわけ歐州評議会のなかで、同じ意味で行われる努力に大きな関心を抱いている」と表明した。

31. 第6議定書のもっとも関連する個所は、以下の通りである。

第1条

死刑は廃止するものとする。何人もかかる刑罰が宣告され、かかる刑罰が執行されることはない。

第2条

締約国は、その国内法において、戦時あるいは差し迫った戦争の脅威があるときに犯した行為に関して、死刑を定めることができる。かかる刑罰は、法律の定めるところに従い、かつ、その法律の規定に従い適用されなければならない。締約国は、その国内法における関連条文を歐州評議会事務総長に通知しなければならない。

32. 注釈書 (歐州評議会 Document H (83)

る特別な権利においても別に適用されなければならない」(A/37/40, annex V, pp. 93-94)。

B. 死刑とその他の人権規約

19. 欧州評議会体制、米州機構およびアフリカ統一機構で採択された人権規約は、国際人権法と同様に死刑とその廃止に関する規定を含んでいる。

1. 欧州評議会

20. 欧州評議会体制の内で、とくに関連あるのは、欧州人権条約（1950年）第2条とその第六追加議定書（1983年）である。

a) 欧州人権条約第2条

21. 1950年11月4日に採択された欧州人権条約は第2条第1項で以下のように規定している。

「何人の生命に対する権利も法によって保護される。何人も故意にその生命を奪われることはない。ただし死刑をもって法が罰する犯罪の場合に裁判所が宣告する判決の執行をのぞく。」

22. 本条の起草の基礎は、市民的および政治的権利に関する国際規約草案のために連合王国政府が提出した提案（E/CN. 4/W. 21）であった。その提案の関連部分は、以下のようなである。

「2. 死刑を合法とする国家において、この原則には裁判所の宣告による死刑の執行により死の結果を招来する場合を除き、いかなる例外も認められない。」

23. この提案は、国際規約に関する政府コメントを記録した国連文書（A/770）に含まれ、欧州評議会の事務総局によって、欧州条約草案の起草の任にあたった専門委員会に提出された。

24. 専門委員会において、連合王国の専門家は以下のテキストを提案した。

「1. 法律がこの刑罰を定めている犯罪に対し有罪と宣告された後、裁判所の宣告の執行の場合を除き、何人も故意にその生命を剥奪されることはない。」

25. 専門委員会は、閣僚委員会に二つの提案を提出了。たんに権利を列挙するにとどまった代案 A は、生命に対する権利に関する以下の草案を含んでいた。

「2. 1条(a)、すべての者は、その生命、自由および安全に対する権利を有する。」

詳細に権利を定義した代案 B は、上記の連合王国の提案を含んでいた。

26. 閣僚会議によって、政治的な決定を行う機会を準備するよう指示された上級職員会議（Conference of Senior Officials）は、その作業の基礎として代案 B を採択し、そこに代案 A に含まれる一般原則を含めようとした。提案された関連条項は、以下の通りである。

「2. 何人も故意にその生命を奪われることはない。ただし死刑をもって法が罰する犯罪の場合、裁判所が宣告する判決の執行を除く。」

27. この条項は、1950年8月7日の閣僚委員会で採択され、「何人の生命に対する権利も法によって保護される」という文言に続いて、欧

(A/38/40, paragraph 300)、ドイツ連邦共和国 (A/33/40, paragraph 341)、ルクセンブルク (A/41/40, paragraph 61)、ニカラグア (A/38/40, paragraph 229)、スペイン (A/34/40, paragraph 191)、およびベネズエラ (A/36/40, paragraph 51)。カナダで死刑が事実上停止されることにも満意を表わさなければならない (A/35/40, paragraph 162)。委員会のメンバーは、死刑廃止の意向をもつオランダを賞賛した (A/37/40, paragraph 101)。

16. ときに、人権委員会は死刑廃止問題に関する意見を明らかにする。マリの報告書を検討した際、メンバーは「規約の最終目的は死刑の放棄を各国に説得することである」(A/36/40, paragraph 235) ということが関心をもった。ギニアの報告を検討した際、「第 6 条第 6 項は、明らかに死刑の廃止を示している」(A/39/40, paragraph 145) ことに関心をもった。

17. しかし、より一層重要なことは、1982年 7月27日に開催された378回会合（第16会期）で人権委員会が採択した第 6 条に関する一般的なコメントである。コメントの中で、委員会は「本条は、死刑廃止が望ましいと強く示唆してその廃止に言及している。委員会は、死刑の廃止に関するすべての措置は、生命に対する権利・・・の享受の前進であると考えるべきである」ということを示した。

18. 一般的なコメントの中で、関連する文言の完全なテキストは以下の通りである。

「第 6 条第 2 項および第 6 項からは、締約国は死刑を全面的に廃止することを義務づ

けてはいけないということになるが、締約国は死刑の適用を制限し、とくに「最も重大な犯罪」以外に対する死刑を廃止することを義務づけられている。したがって、締約国は刑事法をこの点から検討しなければならない。ともかく、死刑の適用を「最も重大な犯罪」に限定するよう義務づけられているのである。この文言は（第 2 項(2)(6))、一般に死刑廃止が望ましいと強く示唆し、その廃止に言及している。委員会は、死刑廃止のすべての措置は第40条の趣旨から生命に対する権利の享受の前進であると考えるべきであり、そのように委員会に報告すべきであると結論づけた。委員会は、すでに多くの国家は死刑を廃止したり、その適用を停止していることに注目した。それにもかかわらず、各国の報告は、死刑の廃止あるいはその適用の制限にむけての前進がまったく適切に行われていないことを示している。

委員会は、「最も重大な犯罪」という文言は、死刑はまったく例外的な措置であるという制限的な意味で読まれなければならないという意見を明らかにした。第 6 条の明示された文言からは、犯行時に効力を有していた法律に従ってのみ科せられ、規約に反することはできないということは明らかである。ここで述べられた手続的保障は、独立した裁判所の公正な審理を受ける権利、無罪の推定、および上級裁判所による再審理を受ける権利を含むと解さなければならない。これらの権利は、特赦や減刑を求める

でないと述べた（A／39／40, paragraph 307）。

(c) インド代表は、インドにおいて死刑の廃止は活発に議論されていると委員会に通知した（A／39／40, paragraph 278）。

(d) ジャマイカ代表は、死刑の問題に関して、目下議論がなされており、ジャマイカ議会の超党派の委員会で積極的に検討されていると委員会に通知した。この委員会は議会に適切な勧告をするため、より多くの時間を与えてほしいと要請した（A／36／40, paragraph 282）。

(e) 日本代表は、法務大臣の諮問機関のひとつである法制審議会が死刑問題について最近研究した結果、死刑の廃止は残酷な犯罪がたえず行われ、かつ、日本人の大部分が死刑の存置を望んでいるという事実から死刑の廃止は正当なものとは思われないと委員会に通知した（A／37／40, paragraph 82）。

(f) マリ代表は、チリにおいては死刑廃止の動きはないが、死刑は例外的な刑罰であり、マリはこの問題に関してアフリアという地域的レベルで行なわれる決定に追従すると述べた（A／36／40, paragraph 246）。

(g) モンゴル代表は、女性に対する死刑の免除は、死刑の全面的廃止にむけての顕著な前進であると指摘した（A／35／40, paragraph 107）。

(h) ポーランド代表は、ポーランド政府は現行の刑罰法を改正する計画もなく、その必要性も認めないと述べた（A／35／40, paragraph 64）。

(i) セネガル代表は、セネガルは死刑の廃止を当面のところ奨励していないと委員会に知らせた（A／35／40, paragraph 224）。

(j) スリナム代表は、何人かの議員は死刑に抑止力があると考えているので、その廃止に積極ではないと述べた（A／35／40, paragraph 298）。

(k) トリニダードトバゴ代表は、死刑廃止の可能性に関し、この問題について同国法曹協会主催のセミナーで最近議論された。しかし、トリニダードトバゴ政府はこの問題につきより広く議論がなされ、なんらかの措置が行われるまでに広範囲な合意があることがのぞましいとしていると委員会に通知した（A／40／40, paragraph 127）。

(l) ウクライナ・ソビエト社会主義共和国代表は、死刑廃止の可能性の問題は目下考慮されているが、現在、法律はそれに反して非常に重大な犯罪に対してその刑罰を存置することが必要であると述べた（A／34／40, paragraph 273）。

(m) ユーゴスラビア代表は、ユーゴスラビア政府はもっとも重大な犯罪に対し死刑の存置を支持しているが、メディアを通じて死刑廃止を求めるキャンペーンが何度か行われたと説明した（A／39／40, paragraph 216）。

b) 人権委員会のコメント

15. 規約加盟国が死刑を廃止したとき、委員会のメンバーは満意をあらわし、その政府を賞賛した。以下の場合がこれに該当する。コロンビア（A／35／40, paragraph 248）、フランス

望まれる。しかし、それらの国が生命に対する権利を認めた以上、高度な国際的組織として発展しつつある国は、18世紀以来の明かな傾向に従って、死刑廃止にむけて立法を進めるそれらの国の義務を害してはならない。

(d) エクアドル代表 (A/C. 3/SR.815, paragraph 28); 本項に生命に対する権利の保障と、いまなお死刑を存置している国に対する死刑の言渡の制限、および死刑廃止の勧告を含めるべきである。

2. 人権委員会の報告者

11. 人権委員会の報告書は、死刑廃止に関してそのメンバーが提出した問題について言及している。また、この報告書は、規約加盟国が自国の死刑廃止に関する現況についての情報、死刑廃止に関する委員会およびそのメンバーのコメントを含んでいる。

a) 死刑に関する情報と死刑の廃止問題

12. 人権委員会のメンバーによる質問に答えて、多くの政府は自国の死刑に関する現況を提出した。その情報は付録IIにかなり詳細に再録してある。

13. 以下の規約加盟国の報告書を検討する際、委員会のメンバーは、とくに死刑廃止に関する考慮がなされているかについて再度質問した。

アフガニスタン (A/40/40, paragraph 597)、オーストラリア (A/38/40, paragraph 143)、バルバドス (A/36/40, paragraph 156)、白ロシア・ソビエト社会主義共和国 (A/40/40, paragraph

33)、チリ (A/39/40, paragraph 457)、エジプト (A/39/40, paragraph 296)、ガンビア (A/39/40, paragraph 327)、ギニア (A/39/40, paragraph 145)、ガイアナ (A/37/40, paragraph 256)、インド (A/39/40, paragraph 252)、ジャマイカ (A/36/40, paragraph 261)、日本 (A/37/40, paragraph 61)、ヨルダン (A/37/40, paragraph 174)、マリ (A/36/40, paragraph 235)、モーリシャス (A/33/40, paragraph 468)、モンゴル (A/35/40, paragraph 93)、モロッコ (A/37/40, paragraph 140)、ポーランド (A/35/40, paragraph 49)、ルワンダ (A/37/40, paragraph 237)、セネガル (A/35/40, paragraph 204)、スリナム (A/33/40, paragraph 285)、タンザニア連合共和国 (A/36/40, paragraph 211)、トリニダードトバゴ (A/40/40, paragraph 133)、ウクライナ・ソビエト社会主义共和国 (A/34/40, paragraph 256)、ソ連 (A/40/40, paragraph 270)、ユーゴスラビア (A/33/40, paragraph 373 and A/39/40, paragraph 215)。

14. いくつかの政府は、特定の質問に明確に答えた。

(a) チリ代表は、チリにおいて死刑の廃止はさほど重視されていないが、チリの法律家は一般に死刑の廃止を支持していると述べた (A/39/40, paragraph 458)。

(b) エジプト代表は、エジプトは死刑が社会を防衛すると考える所以、死刑の廃止は必要

び1952年、第8会期に行われた。これらの討議は、1955年に事務総局が準備した人権に関する国際規約草案の正文の注釈（document A／2929）の中で要約されている。1957年の総会の第3委員会における討議は、第3委員会の当該報告書（document A／3764）に要約されている。

7. これらの要約は、付録Iに再録してある。政府代表が行った介入に対する人権委員会と総会の第3委員会の要約記録の関連部分の正確な引用も、できるかぎりこれらの要約につけ加えられている。

8. 死刑に関する規約の起草者の見解は、以下のように要約することができる。

(a) 第6条第2項は、死刑の執行に厳重な制限を科す。

「もっとも重大な犯罪についてのみ」の重大性の必要条件、

「犯罪が行われたときに効力を有している法律により」の合法性と非遡及性の必要条件、

「この規約の規定及び集団殺害犯罪の防止及び処罰に関する条約の規定に抵触しない」の規約およびジェノサイド条約に一致する必要条件、

「権限のある裁判所が言い渡した確定判決」の必要条件。

(b) 第6条第4項は、「死刑に対する大赦、特赦または減刑は、すべての場合に与えることができる」と規定し、死刑の執行が望ましくないとする。

(c) 第6条第5項は、18歳未満の者と、妊娠中の女子に対し死刑の適用を排除している。

(d) 第6条第6項は、「この条約のいかなる

規定も、この規約の締約国により死刑の廃止を遅らせまたは妨げるために援用されてはならない」と規定し、死刑廃止支持の強い信念を明確に表現している。

9. 死刑の廃止に関するかぎり、言うまでもなく最後の項が最も重要である。第6条第6項の文言は、賛成54、反対4、棄権1で採択された（A/C. 31SR. 820、paragraph 26）。第3委員会では、死刑の廃止は非常に議論があるところなので、次善の策として、この問題を各国の決定に委ねるのがよいとしている（A／3764、paragraph 111）。しかし、規約が死刑を支持しているという印象を避けるために、この項に、規約の締約国が死刑の廃止を遅らせ、あるいは妨げるものでない趣旨の文言をつけ加えることが承認された。

10. 死刑の廃止に関する第6項にとくに関連する見解の中で、この項につき第3委員会でなされたいいくつかの声明を以下に掲げる。

(a) フランス代表（A/C. 3/SR. 811, paragraph 27）；死刑廃止に関する委員会の意向を表明する可能な妥協的な解決策は、規約の締約国は漸進的に死刑を廃止するという方法での刑罰法を発展させていくことを約束するという趣旨の規定を挿入することである。

(b) アイルランド代表（A/C. 3/SR. 813, paragraph 41）；規約は、死刑制度を永続させる法律文書として考えられるべきでないことを明確にしなければならない。

(c) イタリア代表（A/C. 3/SR. 814, paragraph 11）；死刑の即時かつ無条件の廃止は、ある国においては有害であろう。慎重さが

イントロダクション

1. 1981年11月25日、国連総会の総会決議36/59で再確認した1980年12月15日の総会決定により、死刑廃止にむけての市民的及び政治的権利に関する国際規約についての第二選択議定書草案を推敲するという発議を考慮することを決定した。1982年12月18日、国連総会の総会決議37/192で、人権委員会にこの発議を考慮するよう要請した。

2. 1984年3月6日、人権委員会は委員会決議1984/19で、差別防止・少数者保護小委員会決議の発議を考慮するよう要請した。1984年8月28日、小委員会は、小委員会決議1984/7で、議定書の推敲の発議に賛成あるいは反対を表明して総会、委員会および小委員会で検討された記録および表明された見解を考慮して、第二選択議定書の推敲の提案を検討する準備を特別報告者に預託することを提案した。

3. これらの決議に留意し、1984年12月14日、国連総会は、総会決議39/137により、人権委員会および小委員会に第二選択議定書の発議を一層考慮するよう要請した。1985年3月14日、人権委員会は、委員会決議1985/46で経済社会理事会に対し、上記の準備を特別報告者に預託する権限を小委員会に与えるよう勧告した。この勧告は、経済社会理事会により、1985年5月30日、理事会決議1985/41で採択された。

第1部

I. 死刑と国際法

4. 国際法の条項で、死刑を問題とするもののがいくつかある。もっとも重要なものは、市民的および政治的権利に関する国際規約第6条、欧州人権条約第2条、米州人権条約第4条、および捕虜の待遇に関するジュネーヴ条約(第3条約)第100条および第101条である。また、とくに関連をもつものとして1983年の欧州人権条約第六追加議定書および1949年ジュネーヴ条約の1977年追加議定書がある。さらに、人権委員会およびその他の国連の組織や米州人権裁判所や人権委員会の活動にも注意すべき価値がある。

A. 死刑と規約

5. 「生命に対する権利」は、1966年12月16日、国連総会の総会決議2200A(XXI)で採決された、市民的および政治的権利に関する国際規約第6条によって保障されている。1987年1月1日現在、85ヶ国が、1966年3月23日に発効した市民的および政治的権利に関する国際規約の締約国となっている。規約の「編纂議事録」を検討することは、死刑に関する起草者の意図をより一層理解するのに役立つ。人権委員会の死刑廃止に関する報告書の検討も、とくに関心をひく。

1. 規約の「編纂議事録」の関連個所

6. 重要なのは、人権委員会と総会の第3委員会における討議である。人権委員会における討議は、おもに1950年、委員会の第6会期およ

“死刑国際廃止条約”に関する報告書

に棄権した政府の見解	134-143
3. 人権委員会で表明された見解	
B. 差別防止・少数者保護小委員会で表明された見解	144-153
C. 特別報告者が作成した第二選択議定書の草案	154-181
III. 結論	182-186
	(以上本号)

付属文書

- I. 特別報告者提出の死刑廃止にむけての市民的及び政府的権利に関する国際規約についての第二選択議定書の草案
- II. オーストリア、コスタリカ、ドミニカ共和国、ドイツ連邦共和国、イタリア、ポルトガル、およびスウェーデン提出の、市民的及び政府的権利に関する国際規約についての第二選択議定書の草案
- III. 死刑廃止に関する人権及び基本的自由の保証のための欧州人権条約についての第六議定書

付録

- I. 市民的および政府的権利に関する国際規約第6条に関する「予備報告書」の関連部分
 - II. 人権委員会に提出された死刑に関する情報
 - III. 米州人権裁判所の1983年9月8日の勧告的意見の抜粋
- (以上次号)

2. 人権委員会の報告書	11-18
a) 死刑に関する情報と死刑の廃止問題	12-14
b) 人権委員会のコメント	15-18
B. 死刑とその他の人権規約	19-69
1. 欧州評議会	20
a) 欧州人権条約第2条	21-27
b) 欧州人権条約第六議定書	28-33
2. 米州機構	
a) 米州人権条約第4条	35-49
b) 米州人権裁判所の勧告的意見	50-51
c) 米州人権委員会の決議	52-53
3. アフリカ統一機構	54-55
4. 國際人権法	56-59
a) 國際的な武力紛争における死刑	57-64
b) 非国際的な武力紛争における死刑	65-69
C. 死刑と国際連合	70-80
1. 世界における死刑	72-75
2. 死刑により惹起する問題	76-80

(以上本号)

第2部

II. 第二選択議定書の提案	81-186
A. 提案された第二選択議定書に関する政府の見解	82-143
1. 提案された第二選択議定書に関する政府の文書によるコメント	83-133
a) 存置国政府の回答	84
b) 廃止国政府の回答	85
2. 総会第3委員会で表明された見解	86-133
a) 総会決議 (A/C.3/37/L.60/Rev.1) に賛成した政府の見解	87-108
b) 総会決議 (A/C.3/37/L.60/Rev.1) に反対した政府の見解	106-113
c) 総会決議 (A/C.3/37/L.60/Rev.1)	

“死刑国際廃止条約”に関する報告書

国際連合

E/CN.4/Sub.2/1987/20

経済社会理事会

1987年6月29日

原文 英語

人権委員会

差別防止・少数者保護小委員会

第39会期

仮議事事項 アイテムの (e)

司法行政と拘禁者の人権

死刑廃止に関する市民的及び政治的権利に関する国際規約（国際人権B規約）についての第二選択

議定書

死刑廃止にむけての市民的及び政治的権利に関する国際規約についての第二選択議定書を推敲するための提案の検討

マルク J、ボスュイ (Marc J. Bossuyt)

差別防止・少数者保護小委員会特別報告者

GE.87-11967/9378E

目 次

原文パラグラフ

イントロダクション

1-3

第一部

I. 死刑と国際法

4-80

A. 死刑と規約

5-18

1. 規約の「編纂議事録」関連個所

6-10

ガル、ルーマニア）が批准し、コスタリカ、ノルウェー、ベルギーなど12か国が署名して、1991年7月11日に発効した。しかし、日本政府は国連総会で本条約の成立そのものに対して「棄権」ではなく「反対」にまわっている（詳細については千葉敬愛短期大学紀要第12号参照）。もっとも、わが国が死刑を廃止するか否かについては国際的動向によつて左右されるものではない。だが、わが国が平和主義、人権尊重等を基本原理とし、世界人権宣言の精神を貫く憲法をもつことは世界に先駆けて国家による殺人たる死刑制度を廃止すべき立場にあるはずである。1990年に開催された第63回刑法学会においても死刑問題がとりあげられた。その席上、アムネスティ・インターナショナルの国際事務局事務総長イアン・マーティン氏が「日本が死刑制度が依然として存置されているというてんでは、なお、人権後進国といえる」という主旨をのべたことを記憶している。死刑（生命）の問題は、まさに人権問題が鋭く姿を現すところである。こうした問題への取り組み姿勢は、その国の文化のパロメータである。死刑制度を深く考えることはすべての人が人間として尊重される社会を作り出すことにつながる。世界のなかで、経済的にも、犯罪発生率においても突出して良好な治安状態にある日本がなぜ死刑制度を廃止できないのか。現在、わが国では死刑執行ゼロの日が2年余りつづいている。これは、行刑史上最長記録であって、その背景として死刑廃止条約発効の影響があげられるのかも知れないが断言することはできない。だが、本条約が死刑廃止への先導役としての地位を占めていることは言うまでもない。

死刑廃止はいまや世界の現実である。このような世界の潮流をうみだしたのは、ベルギーのMarc J.Bossuyt 氏（アントワニー大学教授）に他ならない。本稿は、1987年に特別報告者としてボスュイ氏が差別防止・少数者保護小委員会に提出した研究報告書を邦訳したものである。本報告書は、これまで国連でおこなわれた死刑存廃に関する議論や死刑廃止をめぐる国際的動向を詳細に分析したものであり、死刑廃止条約の正確な理解、検討のためには不可欠の文書である。

なお、死刑廃止条約の成立の経緯及び意義については、菊田幸一「死刑廃止への国際的動向」（明治大学法律論叢第62巻第3号）、辻本義男「死刑廃止にむけての市民的および政治的権利に関する国際規約の第2選択議定書の成立とその意義」（中央学院大学総合科学研究所紀要第7巻第2号）、覚正豊和「国連死刑廃止条約の成立」（JCCD第52号）、「死刑廃止にむけての市民的及び政治的権利に関する国際条約についての第二選択議定書」（千葉敬愛短期大学紀要第12号）、等を参考にされたい。

資料

『死刑廃止にむけての市民的及び政治的権利に関する国際規約についての第二選択議定書』に関する報告書

覚 正 豊 和

A Report by Marc J. Bossuyt on "Second Optional Protocol to the International Covenant on Civil and Political Rights Aiming at the Abolition of the Death Penalty"

Toyokazu Kakusho

訳者まえがき

国際社会は、こんにち冷戦構造がおわりを告げ、新しい世界平和秩序を構築する時代が始まったと認識される。こうした時代を迎えることは、冷戦構造のなかで費やされてきた資金や資源を文化の発展、人権問題の解決、地球環境問題への対応、教育充実、貧困対策など世界が抱えるさまざまな問題へ平和的配当という形で取り組んでいこうとするものである。このような取り組みはすべて人間の尊厳すなはち、人権を基礎におくものであり、わが国が憲法の理念にもとづき国際社会に貢献していくうえにおいても重視していかなければならないである。

しかし、わが国が国連を中心とする国際的人権保障の潮流のなかで「人権後進国」であると評されつづけて久しい。戦後一貫して経済の発展に邁進し、あらゆる権力的、公的・私的制度が経済中心主義にむけて組織化され、日本国憲法の究極的価値である人間の尊厳が形骸化してしまっているからに他ならない。また、わが国が国際協調主義や国連中心主義を高らかに唱えていながらも、これまで国連が採択した23の人権に関する宣言や条約のうち批准したのはたった7本にしかすぎず、国連開発計画(UNDP)が発表した「人間の自由度」では15位にランクされている状況である。

1989年12月15日の第44回国連総会本会議で採択された「死刑廃止にむけての市民的及び政府的権利に関する国際条約についての第二選択議定書」(死刑廃止条約)が10か国(オーストラリア、フィンランド、東ドイツ、アイスランド、オランダ、スペイン、スウェーデン、ニュージーランド、ポルト